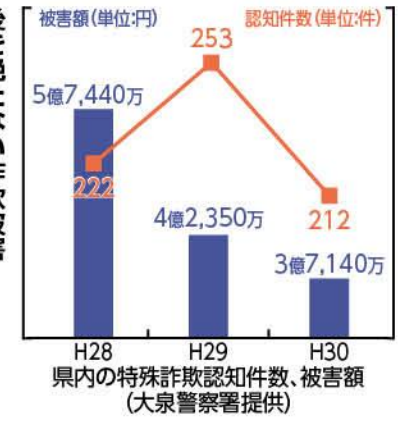


「私は絶対に、だまされない」 そういう人にほど読んでほしい。 特殊詐欺対策機器を 購入する補助制度が スタート

事前に狙いを付けた家に電話をかけ、資産状況などを聞きだす「アポ電」。東京都ではアポ電をきっかけに強盗殺人事件まで起きてしまいました。巧妙化する特殊詐欺対策の一環として、町では、決められた対策機能を備えた電話機などを皆さんが購入される際に、購入費の一部を補助する制度を、平成31年4月から開始しました。



近年、オレオレ詐欺や架空請求などの『特殊詐欺』事件が、全国的に多発しています。平成30年の群馬県内における特殊詐欺認知件数は212件、被害総額は3億7,140万円。前年の253件、4億2,350万円

に比べると減少傾向にはありません。が、いまだ被害に遭う人が後を絶ちません。特殊詐欺について、テレビや新聞報道などで注意喚起が広がっているにも関わらず、なぜ被害はなくなるのでしょうか。

「過信は禁物」
実際に被害に遭ってしまった人に話を聞くと、多くの人が「報道などで被害が多発していることは知っていた」「自分は注意もしているし大丈夫だと思っていた」と話しています。最近の特殊詐欺は、特に巧妙化していて、「私は大丈夫」と過信している人ほど、こうした巧妙な手口にだ

まされてしまうことが多くあるようです。
話を聞かないのが一番
そもそも怪しい電話には出ない、話を聞かないことができれば、これに勝る予防法はないでしょう。そこで最近では、「振り込め詐欺対策機能」が付いた電話機などの特殊詐欺対策機器が販売されています。これらの機器の「自動応答」と「自動録音」の2つの機能が、被害防止への有効な対策となります。

「自動応答」とは、電話のベルが鳴る前に、かけた側へ「この電話は、特殊詐欺対策のために録音されます」などの注意音声が行れるもので、「自

動録音」は、電話を受けた際に、その内容を自動で録音する機能です。どちらの機能も特殊詐欺対策には特に効果があるとされ、実際に使用している人からも同様の声が聞かれています。また、勧誘などの迷惑電話も減るなどの効果もあるようです。
購入費への補助制度を始めました
そこで、町では、これらの対策機器を新たに購入する人を対象に、購入費の一部を補助する制度を開始しました。左の内容を確認の上、詳しくは役場安全安心課交通防災係までお問い合わせください。
また、申請を予定されている人も、対象などに制限がありますので、申請前に一度お問い合わせいただければと思います。

不審な電話が来たら、すぐに110番を
——特殊詐欺と思われる通報の内容は？
「劇場型詐欺」といわれるように、複数の犯人グループがそれぞれの役割を持って電話をかけ、被害者をだます手口が多発しています。
——詐欺と思われる電話への対応はどうすれば？
いざという時でも慌てず、冷静に考えることが必要で、そのためにはその場で即答せず、一度電話を切って、警察や関係機関に相談していただければと思います。また、自動応答や自動録音の機能が付いた対策機器の導入は、非常に効果があると思います。
——対策機能のついた電話機などを持っていない場合は？
知らない電話番号からかかってきた電話には出ないことが効果的です。また、電話機を常に留守番電話に設定しておき、知り合いなどからの電話には、こちらから折り返す、といった対策も有効です。



——それでも電話に出てしまったら？
もし電話を取ってしまったら、現金の有無や家族構成、資産状況に関する話は絶対にしないでほしいと思います。
大泉警察署生活安全課生活安全係 女屋敦志 係長

購入費の一部を補助 ——特殊詐欺対策機器

▶対象 (次の①②に該当する人)
①町内に住所があり、補助金の交付を申請する日現在で65歳以上の人とその世帯員
②町税と町国民健康保険税を滞納していない世帯の人



▶補助金額
対象機器購入費用の50%以内の額で上限5,000円(1,000円未満切り捨て)

▶補助対象機器
①「自動応答機能」と「自動録音機能」を備えた電話機
②既存の電話機に接続することで①の機能を使うことのできる対策機器

▶申請方法 補助金等交付申請書と住民登録等調査閲覧同意書に、対策機器の機能が記載されているもの(パンフレットなど)を添えて提出する
※補助金等交付申請書は役場安全安心課または町ホームページにあります。

申請・問合せ先

役場安全安心課 ☎ 47-5019
✉ safe@swan.town.ora.gunma.jp

特殊詐欺対策機器 (イメージ) を取り付けたら……



詐欺対策 最初の5つ

- ①「今日中に振り込んで」は詐欺サイン
早急に現金を振り込ませたい詐欺犯。「今日中に振り込んで」は詐欺のサインと考えましょう。
- ②慎重に話を聞いて
突然、交通事故などの緊急事態を告げられれば、気が動転しても当然です。本当に本人なのか、話のつじつまは合っているか、慎重に話を聞くことが大切です。
- ③相手はチームで仕掛けてくる
例えば「家族が痴漢をした」と示談金を求めてくる場合、被害者の女性、その親、警察官や弁護士など次々と電話(訪問)に出てくることもあります。これは、全員が詐欺仲間である可能性があります。
- ④詐欺防止の対応と家族との対策
家族でできる対策として、電話(訪問)の相手が本人か確認するために、合言葉を決めておきましょう。
- ⑤不審に思うことは、即決しない
不審に思うことがあったら電話を切る、訪問者なら帰らせるなど、時間を置きましょう。そして、警察や役場、町消費生活センターに相談をしましょう。

連絡・相談先
大泉警察署 ☎ 62-0110
役場安全安心課 ☎ 47-5019
町消費生活センター ☎ 47-5047